

C-4

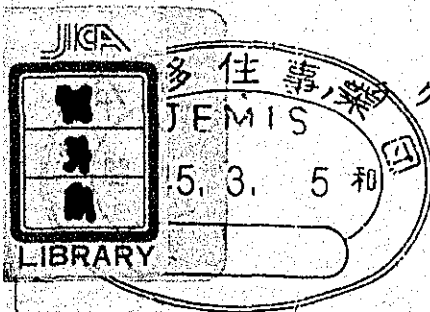
パラグアイ共和国における産業開発奨励関係法

(その 1)

目 次

1. 序 文 .....	1
2. 民間投資と外国借款 .....	2
パラグアイ共和国赤党総裁 国務大臣ドクトル・カルロス・チャベス	
3. 外資導入法（法律第246号） .....	11
4. 新産業奨励法（法令第30号） .....	16
5. 法令第30号の修正（法律第202号） .....	19
6. 国家経済調整審議会設置法（法律第47号） .....	20

海 外 移 住 事 業 団



パラグアイ油桐搾油会社設立準備室

国際協力事業団

受入 月日	'84. 9. 13	708
登録No.	14845	34
		EM

# 1 序 文

LAFTA協定締結国相互間においても、その後進性を認められ、特惠条項を適用されているパラグアイ共和国は、無限の可能性を包蔵しながら、自らの力のみでは、如何んとも、現在の貧困から脱却し難いことを自覚し、国内資本の絶対的不足を補うため、外国資本に対して、能う限りの保障と特典を許容し、国内産業の開発を、外資導入により促進すべく決心した。

本稿は、海外移住事業団囑託村井正蔵氏の翻訳を基に、パラグアイ共和国産業開発関係法令等を、解り易い日本語で表現するよう、当準備室において整理したもので、現在計画中の「パラグアイ油桐搾油会社」(仮称)設立のための部内参考資料として印刷に付することとした。

パラグアイ国の熱望する企業投資により、日パ両国の親交が、益々深められ、且つは、パ国において、将来の活躍を期待される日本人移住者の発展に、幾何なりとも寄与できれば、これに越した喜びはない。

JICA LIBRARY



102888011

昭和41年4月

海外移住事業団

パラグアイ油桐搾油会社準備室

## 2 民間投資と外国借款

赤党総裁・国務大臣

ドクトル・カルロス・チャーベス

### (1) 序文

最近こゝ数年間、外国民間資本の導入の必要性についての論議が少なくなつた。論議されても大抵の場合、資料や適切な経験を欠いた皮相的批判をもつて論ぜられている。外国借款については、十分に論議されたが、最も重要なことについての議論に欠けている。従つて、外国借款と言へば、国の経済的および社会的発展に対し始動的刺激を与えるものであるとの根強い考えが一般的となつている。

これ等の点を論議するに当つては、明確な言葉で表明すること、即ち、研究室または事務室で行われた研究は、経済問題については無知な者にとつても、よく了解せられ、また疑問の余地がないよう、何人にも分り易い体裁でなされなければならない。われわれの意見としては、研究は、借款の投資面および外国民間投資の問題にしぼらねばならない。特に後者の問題は、本分析の主題をなすもので、こゝでは、総合的経済計画に基く、実行可能の投資の度合に重点をおいた。わが国は、未開発国の中にあつて、短期間に、自らを処理する能力を有しない国であることを忘れてはならない。今や、ケネディ大統領主唱の「進歩のための同盟」が、大道を切り拓いている。而も、一方パラグアイ国自体は、外国民間投資に取つては、大いなる進歩の可能性を包蔵し、偉大なる見込を提供している。

従つて、緊急問題として、本論の評論において、次の質問を設題することとする。

これら借款および実現されんとする外国民間資本投資の見込は如何なるものであろうか。具体的に、外国投資家の受ける利益および保障は、如何なるものであるか。如何なる産業または企業が、開発に価するであろうか。当国における金融の困難性は、何に基因するか。それらの解決策および結論については、パラグアイ国経済の全体的傾向を示す数字を分析の基礎として採用し、他の高度の研究のための統計表は、その都度引用して、単純

な方法で説明することゝしたい。

## (2) 民間資本および借款の見込

われわれは、何時も、金の必要性和農工業等に対する振興資金の供給不足を訴えている。それは、現実的に、バラグアイ国経済の根本的問題でもある。「現金は資本でないことを知つてはいるが、それは、何時でも資本に転換することができるものである。このことは、混同すべきではない」と、シャハト教授も言つている。若し、一國が、資本を欠くときは、その経済は停頓し、その生産と収益の速度は、減退する。従つて、われわれの必要とするものは、振興資金である。米國は、如何にして、その發展を遂げたか。民間資本に負うたものであることには、疑の余地はない。現在においては、全ラテンアメリカ諸國は、外國民間資本に対して、有望な見込と保障を提供しており、確かに、世界の如何なる他の地域よりも危険の少ないものである。全米州に、離れ離れに行われた投資の結果は、極めて立派なものである。

わが國においては、現在のところ、商業融資が唯一の期待し得る金融手段であり、最近創設された勸業銀行およびその他の内外信用銀行が、バラグアイ投資家の現状を補完するものと期待されているが、これ等とて、決して高度の生産振興のための資金需要を満足させることはできない。

この意味において、生産奨励のため欠くべからざる内外の資本を利用することおよび恒久的管理により、これら資本の償還および利息の支払を予定しなければならない。—— この場合—— 銀行において行われる取引の数は、勘定残高を、常に監視すれば、さほど重要性を持つものでないという事実を考慮して計画してよい。

わが國が、その経済に活を入れ、その機構を改革するために採り上げねばならない基本的な投資は、通信（実施中）、交通（河川により解決）および水力発電（計画中）である。また常に後廻しとなつたもの、即ち、農業生産、機械化工業の増大および土地局が、単に裸の土地を農民に与えることに止まるべきでないとする投資を忘れてはならない。最後に、近代的機械で設備されねばならない一般製造工業にも、優先的に注意を向けるべ

きである。現在まで、公私の投資に計画された数字は、今後段階的に数千  
万弗に達するものと計算されている。政府の計画は、特に次の部門に注意  
が払われている。即ち、アカライおよびモンダイ両河における発電所は、  
それぞれ1,500万弗を要し、また計算されていないが、アビベの水力開  
発計画がある。牧畜業援助のためには、5ヶ年間に1,000万弗を要し、  
道路の建設およびアスファルト舗装、内国銀行に対する融資、植民に関す  
る投資計画は、個々別々に既に供与され、その一部は、すでに利用されて  
いる。またその他の計画は、わが国と緊密な関係を保持している国際金融  
機関により検討されている。

以上のほか、「進歩のための同盟協定」により、緊急資金から支出され  
る予定の融資をも加えねばならない。これらの資金は、次の二つの場合に  
適用される。即ち、緊急財政援助と長期計画に対する融資であり、この点  
に関しては、目下検討中で、教育、都市住宅、農村住宅および通信等の如  
き部門における緊急問題解決のために、特に充当すべく考慮せられている。

パリエントス蔵相の声明によれば、民間投資に関しては、1957年以  
来、法律第246号(1955年)外資導入法による保障をうけて、21  
企業に対し、総額2,000万弗の投資が許可された。

最後に附言すれば、経済後進性の問題解決のためには、国民生活の現実  
にふれた事実を勘考しなければならぬことを忘れてはならない。

### (3) 外資導入制度

われわれ経済学者は、外国民間資本は、当国に進出して、「進歩同盟」  
に合流することができるかと信じている。バラグアイ国においては、外資は、  
確実な保障と利益を享受できる。現在および将来とも、投資家に対して、  
その資本に対する良い収益性、機会、合理的な取引、平和、保障および商  
工業に対する軽微な課税を約束している。「ラテン・アメリカは、この混  
乱した世界において、外資に対して危険のない社会的並に政治的情勢の存  
在を予想し得る場所である」と、アルベルト・リエラ氏は述べている。

わが国においては、外国民間資本は、法律246/55および法令30/  
59の与える保障と特典をうけている。投資に対しては、許可を必要とし

ないが、大ブランドの投資の場合の如く、国にとつて重要であると考えられる場合には、中央銀行の登録簿に登録することが望ましい。登録資本およびその利潤は、特別の便宜をうける。又外国人は、国内においては、内国人と同様の権利を有する。法律は、工業特許権に15年間、製品商標に10年間の特権を与えている。

新らしい工業および既存の工業で、國産の原料を使用するときに限り、最長10年間特許により、次の恩典が与えられる。

a) 機械、附属品および補充部品の輸入税その他輸入に際して課せられる一切の賦課金の免除

b) 工場設置のため不可欠な資材で、国内で入手できないものについての前項同様の免税

外国投資家のために与えられる他の特典は、法第246号第5条第1項の規定に次のように定められている。利息、利潤、配当金および商標、特許権の使用料、並びに年間20%を越えない割合の登録資本の償還支払のために必要を外貨を規則的に中央銀行より取得すること又、5年乃至10年間所得税を25%減額する。

#### (4) 国内に設立され得る工業

わが国の経済組織は、若し、外貨が最初の始動力を挺入れするならば、工業、農業および牧畜業の分野において、未曾有の進歩を遂げ得ることが約束されている。われわれは、往時以上に益々相互依存の世界に住んでいることは確かである。世界市場における可能性および必然的に将来直而せねばならない問題等につき、詳細なる知識なくして、生産振興の計画を立てることは、国家経済にとつて、正しくないばかりでなく、危険である。何となれば、世界情勢を前以て研究把握することにより、危険状態を適時にかつ、容易に避け得られるに到るからである。

わが国における生産資源は、広汎且つ無尽蔵である。工業、製造業並びに農、牧、林業の如き部門における現状および可能性は、いずれも揃っている。これ等経済活動の発展は、次の分野に対して要求せられている。

- 1) 食糧
- 2) 原料
- 3) 製造品
- 4) 特殊経済資源(石油等)

以上の各分野において、外国投資家は、その仕事を始めることができる。

a) 食糧部門においては、先ず第一に、動物性の資源がある。即ち、牛、羊、豚およびその副産物、第二に酪農製品たるミルク、バター、チーズおよび卵

b) 植物性資源については、次のものを列挙することができる。小麦、玉蜀黍、甘蔗糖、葡萄酒、植物性油、コーヒー、マテ茶、マンジョカ等

c) 製造品に転換変形のため工業に利用できる原料品としては、次のものを挙げるることができる。甘蔗、棉花、ジュート、麻、煙草、ゴム樹液、堅材、軟材、牛皮、角、獣油、狩猟物、さぎおよび鴉鳥の羽毛、皮輸出用の哺乳動物および爬虫類（特にカルピンチヨ、キジ、ワニ等）

d) 染色材料、石灰、硝酸塩等

e) 製品としては、綿織物、加工食料品即ち肉、肉エキス、その他の貯蔵製品、酒精飲料、ブドウ酒、麦酒、火酒、炭酸水、製塩、セメント等  
特に、肉、繊維、葡萄酒、林業、かんきつ、ジュウト、紙、鉱業、セメント等の産業部門において行われた研究（もし、わが国が輸出を計るものとしても、又は、国内市場において消費するとしても）は、これらの事業が大発展を期待できるものとして、また素晴らしい収益性のあるものとして十分計算が立てられている。

また、水力電気資源開発により、外国投資家は、近い将来において、アカライおよびモンダイ両河の水力発電に伴い設立されるであろう大企業の株式に、その資本を投入することができるであろう。これらの発電所は、国内は勿論、ブラジルの隣接地域を潤ほし、又アルゼンテンには、アビベの瀑布を利用して電力を供給する。これら地方における電力利用の必要性は、決定的要素であつて、遅延を許されない。電力プラントの初期の工事が開始されるや否や、その必要性は、益々顕著となるであろう。即ち、パラグアイ国内において工場が出現し、また、カアグアス地帯およびニエンブクの南部の如き肥沃で未開発の土地においては、有力な植民地の出現が見られるであろう。

最後に、パラグアイチャコ地方における石油があり、引続きその探査が行なわれている。



#### (5) パラグアイ国の財政状態

わが国の財政状態を見極めるためには、先ず第一に、国の金および外国為替の保有量を考慮せねばならない。これらは、1963年以前と比較した場合、1960年には、若干の増加傾向を示したが、現在においては、むしろ減少的傾向を示している。現在の状況は、わが国の開発計画の一部を賄うことすら不可能にしている。資本の国内保護は根本であり且つ、必要である。フォン・ミーセス教授は、ブエノス・アイレスにおいて、次のように述べている。「不足しているのは、唯一つのもの、即ち、資本である。国内資本および貯蓄に関しては、国民は、基本的な保障を要求している。即ち、通貨価値の安定がそれである。外国借款が、事実上準備資金の不足を補っている。他国は、外国からの援助をくして、安定計画を継続するための十分な自己資金を保有するに到つたので、外国借款制度を取り止めたと言われているけれども、わが国は、350万弗の借款を500万弗に増加して交渉を受結した。従つて、わが国としては、その保有準備金を増加するために、借款以外の他の援助方法について交渉することが望ましい。」さて、次に、わが国の財政状態を把握するための重要な鍵であるわが国の国際収支の実績が示す可能性を分析して見よう。この統計は、1960年のものであるが、わが国の国際収支は、輸出および輸入の二要素により決定的影響を受ける。

##### 1) 輸 出

わが国の輸出F.O.Bは、この7年間平均3,580万弗を上下している。その価格の約80%は、農牧林産物の外国への販売により構成されて居り、その増進を図るためには、その第一手段として、主として農業部門の技術化と設備改良等による諸条件を充たす必要がある。わが国の貧弱な財政状態を改善するためには、何等かの他の重要な手段を採用しない限り、現状のままにおいては、わが国の輸出力は、数量、価格とも低迷し、その額も低下の傾向にあるものと断言することができる。

輸出増進について、最終的に言えることは、わが国の財政的可能性についての急進的救済方法は、国際競争に堪えうる状態で実質的な輸出の増大を許すが如き条件を具えた生産奨励計画である。

## 2) 輸 入

現在におけるわが国の輸入は、現在の経済速度を継続するために必要欠くべからざる物資を供給するだけであつて、最近7年間の平均は、運賃、保険料を含め、約4,140万弗である。この金額の90%は、食料品、化学製品、車輛、部品、農器具等の如き、資材の基本的要求および役務から成つている。

輸入貨物運賃の科目で支出された高額の外貨を指摘することは、重要なことで、その額は1958・59・60年において、平均430万弗を超過した。この特殊事情さえなければ、情勢の悪化した1960年を除き、貿易収支は、実質的黑字を出した筈である。

## 3) 貿易収支の不足

輸入額4,140万弗と輸入額<sup>と</sup>3,580万弗との対照から、貿易収支の不足は、年560万弗となる。これは、現在の経済的速度を維持するだけのものである。この破局的な実態に、投資のための資本財購入に対する海外支払を加えるならば、上述の年間560万弗に上る赤字は、資材の導入による生産拡充とこれに伴う輸出の増進がない限り、更に増大するであろう。米国を含む無数の国が、国際収支において、困難な位置に立つている現在、かゝる状態は、異とするに当たらないとは言ふものゝ、<sup>と</sup>国が競争価格で輸出を増進する可能性があるときに、傍観することは正しくない。われわれは、新市場を利用せねばならない。ラテン・アメリカ自由貿易協定(LAFTA)が発足し、わが国の貿易に対して、素附らしい見込を提供している。

## (6) 解決策と結論

### a) 解決策

結論は明瞭である。わが国は、資本財に投資するための要求を充たすこともできないし、運送、通信、道路建設のため、巨額の外貨を支払うこともできない。併しながら、この点について、ドリエントス蔵相は、「国際機関は、わが国の問題を承知しており、わが国民および政府だけでは、経済発展を推進することができないことおよび同機関の技術援助

および財政援助の必要性を確認したことを明らかにした」と語つた。このことは、わが国が、単に、積極的經濟活動を開始しさえすれば、その暁には、外資に対して無限の富の可能性を提供していることを意味するものであり、われわれは、外国借款の投資により、わが国の包蔵する實際的問題の解決策を見出すであろう。同様に、緊急要素として、水力電氣の開発についての手段を発見せねばならないし、また最後には、堅牢な交通路と陸上運賃の低減化を図る問題のあることを看過してはならない。投資は、弾力的な要因、即ち人口の増加、地域的拡大および技術的進歩に依存するものであることを忘れてはならない。

1960年12月30日現在における外債の残額は、総計37,214,000弗に達し、下記のように配分せられている。

政府関係	10,224,000弗
中央銀行	4,875,000弗
自治機関	15,432,000弗
民間関係	5,683,000弗

直接政府に關係する外債は、國家予算に計上された資金をもつて支払われている。即ち、元本および利息の償還額は、1955年に当該科目に計上され、一時は750万弗を超過し、1960年以後は、著しく減額せられている。これらは、具体的には、國庫負担の財政資金であり、この方法は健全なものと言えよう。

政府に対する融資は、長期投資に向けられていることは確かであり、これらが經濟的發展への刺激となり、且つは、公共サービスの改善に役立つことも確かである。端的に言えば、何人も、多くの工事のうち、東部道路即ちわが国の必要とする他の肺臓を認識しなくてはならない。われわれが為さねばならないことは、經濟成長を促進することであり、できりば、それを短期間に成し遂げることである。併しながら、そのためには、その基盤から始めねばならない。わが国は、地下資源、工業および農牧生産の奨励に投資を吸収することができ、これらは将来とも多くの能力を包蔵している。

要するに、政府自体においては、外國からの借款を求める以外に方法

はないし、民間においても亦同様である。借款は、1957年に100万弗取得後、上記の額にまで達したにすぎない。これらの借款は、わが国に取つては、好都合のものではあるが、国際収支のうえに過重な負担ともなるので、外貨の流失を来さないよう、将来の償還計画につき考慮しなければならぬ。最後に、各場合毎に、投資に適した条件を作り出し、わが国経済の安定のために、適切な施策を採ることを期待してやまない。

#### b) 結 論

結論としては、上述したところから、わが国は、国家経済の積極化のための資本財に対する投資を、自力で行う財政的能力を有しないことが、明らかとなつた。幸にして、わが国は、国際金融機関よりの借款取得のための障害は、殆んど大部分除去することができた。既に取得した借款は保障せられ、かつ國に依り宗教的にまで正確に償還せられている。勿論、國の必要とする借款は、停頓した経済全体を動かし、立案された計画または経済発展の活動分野に入り得るよう将来立案されることあるべき計画の確実なる履行を達成し得るための長期低利の借款である。ケネディ大統領の「進歩同盟」は、バラクアイには適用されないとする人々は、大いに間違つている。「ブント・デル・エステ憲章」の前文には、「米州諸國は、個人の尊厳と、政治的自由を尊重し、その国民のために、一層の躍進的進歩と、さらに広汎な社会正義を達成するため共同の努力を結合するの決意」を表明した。わが国が、最も低利の財政援助を必要とする國であるとしても、これを否定する理由はない。その援助は、ケネディ大統領の主張する如く、貧困と、病氣と不幸とを打倒するためのものであるから、何人からにしても、受けねばならない。現政府の目標とする國家の経済的社会的発展を、安定と保障の水準にまで高める計画は、わが国経済政策の支柱である。その他の政策は、国内の合法的安定感並びにインフレ防止から成る信頼感の雰囲気を作り、國の経済活動に参加するよう、外国民間資本の導入を勧奨することにある。

### 3 外資導入法（法律第246号）

（1955年2月25日公布）

第1条 国内に投資され、外国資本登録所にて登録された外国民間資本は、この法律に定める保障および特典をうけることができる。

第2条 この法律によつて、登録される資本は、下記のいずれの形態においても導入することができる。

- a) 外国の通貨
- b) この特典が許容される期間中、その企業活動を維持するために必要とする数量の機械、附属品および部分品
- c) その企業活動のために不可欠な通信および運輸のための通信運搬装置および機具類
- d) 国内で生産されないかまたは生産数量が不十分な原料および半製品で、一年を超えない期間を基礎としたその工業の生産計画に合致する数量のもの
- e) 運輸工業に向けられる機械および装置
- f) 特許権、商標および特権
- g) その導入が国富の増進に貢献し得るその他の財貨

第3条 次のものは、この法律が、登録資本に与える保障および特典から除外せられる。

- a) 工具、道具類および耐久力のないその他の工作用具
- b) 個人的使用または消費のための輸入品
- c) 企業と契約した技術者、使用人および労働者の自家用車輛類

第4条 外国民間資本の導入は、次の要件を充たすときに限り、登録資本適格として權威づけられる。

- a) その資本が、政府の計画に従い、国の経済的、社会的発展のために望ましい投資に向けられること
- b) 導入設備は新品で、かつ、富と役務の生産において、最新式の能率的なものであり、その価額は、その設備の国内到着日付における輸出市場の時価に合致して定められること。

c) この法律に規定せられたもの以外の他の保障や特別な特典を要求しないこと。

第5条 導入資本は、次の保障および特典の、全部または一部を与えられる。

a) 機械類とその付属品および部品、医療器械、通信および運輸のための機械および装備類並びに永続的性格を有する業務に使用する目的を以て、研究員、技術者、事務専門家および労働者のために導入されるその他の資本財等に対する輸入関税とその附加税の免除

b) 生産品および副生産品の輸出に課せられる関税およびその附加税の免除、ただし、これらの製品が、本法公布の日に、一般輸出品目録表に記載されていない場合に限る。

c) 企業の設立、会社の定款、商業登記所およびその他の国の機関に対する登記登録ならびに株式および社債の発行および譲渡に課せられる税金の免除

d) 所得税の25%減額

e) 利息、利潤および配当金の支払、商標権および特許権に対する使用料ならびに賦金の支払並びに登録資本に対し年率20%を超えない割合における資本の償還のために必要とする外貨を、正規の手続によりパラグアイ中央銀行より取得すること

f) 5年を超えない期間における法定割合のパラグアイ人雇傭義務の除外例

a)、b)およびd)項において規定せられる特典享受の期間は、それぞれの各開発事業の経済上の重要度と諸条件に従い、国家経済調整審議会の決定により、5年をいし10年以内の期間で各別に決定せられる。

第6条 国の外貨事情により、登録資本の利潤および配当金の、一部または全部を、外国に送金することができない場合には、パラグアイ中央銀行は、懸案となつている外貨送金を補填するため、導入資本の名義人に対し、その企業が、製産物の輸出または役務の提供により得た外国為替の25%までを保有することを、特に許可することができる。

第7条 前条の規定とは別に、名義人が外国に送金しない登録資本の利潤および配当金は、登録資本に追加できる。その決定は、国家経済調整審議会

の同意を得て、中央銀行により承認せられる。

第8条 資本の導入が、未だ産業的規模で利用されていない国産原料を、優先的に利用する企業の設置を目的とするとき、或は、新製品の獲得や未利用資源の開発を促進し、または、外貨の獲得に貢献するが如き役務の提供等を目的とする場合には、国家経済調整審議会は、当該資本の名義人に対し、役務または、導入企業の固有の製産物の輸出により得た外国為替の25%から50%までを保有することを特に許可することができる。

この特権は、第5条e項に規定する送金にあてるための最初の輸出または役務の提供による第一回目の外貨収入の日付より起算して、10年を超えない期間で与えられ、かつ受益者は、宣誓のもとに、保有外貨の使途を、パラグアイ中央銀行に報告する義務を負う。許可期間の終了に当り、償還すべき残額があるときは、中央銀行は、他の関連役務および原始登録資本については、年12%を超えることのできない外国送金とは別に、本条第1項により認められた資本額につき、年率15%を超えない割合で所要の外国為替を譲渡する。

第9条 送金の申請を行なわないとき、または再投資およびその追加資本の登録を怠つた利潤および配当金は、その企業の営業年度における決算期に当り、内国資本とみなされる。

第10条 国家経済審議会は、本法公布の日に、既に国内に設立されている企業が、その設備の近代化のため、または、既輸出品目の生産力および技術面における能力を増強するために、新企業設立の目的で外国資本を導入したものについて、第5条に規定する保障および特典を許容すべきか否かにつき、各件ごとに審議する。

第11条 国内に既に設立されている企業に対する出資としての導入資本で、本法に定める保障および特典の適用を受けようとする場合には、その企業は、帳簿に特別勘定を設ける義務を負う。

第12条 導入資本およびそれに追加される利潤等は、貨幣取扱上の効果を期待するための登録所における登録のために、登録日において、中央銀行が建てる自由市場の外国為替買相場レートにより、国貨に換算せられる。

第5条e項に規定された外国送金は、同上自由市場の売レートにより実

施される。輸出または役務提供の対価として得た外貨保有の場合には、その記帳は、輸出が通常の制度により実施せられた場合は別として、それぞれの場合に従い、出荷の申告または提供した役務の支払日当日の自由市場における売相場レートにより同様に処理せられる。

第13条 第5条e項に定める役務に基づく送金については名義人とブラグアイ中央銀行との間における相互協定により、他の通貨を用いる場合を除き、導入資本が登録されたものと同種の通貨で実施せられる。

第6条および第8条に規定される外国為替の保有は、輸出または提供された役務に支払われたものと同種の通貨により行なわれ、付替に際し、当該為替の調整を行すべきものとする。

第14条 登録された資本は、予め行なわれた減価償却および登録資本の償還のための送金額を差し引いたのち、ブラグアイ中央銀行が建てる自由市場における導入原始通貨の買相場レートの変動に比例して、企業の各年度における決算期毎に調整せられる。

第15条 外国民間資本導入のため提出せられる申請書の受付原局は、大蔵省とし、同省は当該申請書に意見を付し、国家経済審議会の決定を求めるために、当該申請書を、同審議会に移牒する。審議会の決定には、許容される保障および特典の期間、その他の導入条件および資本導入に関し定められた諸要件不履行の場合における失効条項等を記載し、官報および首府において発行せられる新聞に公示する。

第16条 本法の効力を確保するため導入資本登録機関を設置し、ブラグアイ中央銀行の所管下に置く。中央銀行は、別に定める細則に従い答録を許可する。

第17条 資本導入申請書には、次の詳細を記載しなければならない。

1. 申請者の氏名および住所
2. 会社の場合には、認証された定款写およびその代表者に与えられた委任状写
3. 銀行および商社の信用保証状
4. 次の内容を記載する投資の技術的および経済的計画
  - a) 機械、附属品、部品およびその他の資材の目録および価格



- b) 製作しようとする産物または開発しようとする役務の種類および分析
  - c) 企業の設置または開発のための適当な場所または地域の研究または指定
  - d) 建物および施設の計画と明細
  - e) 内外国人を含む雇用要員見込
  - f) 国産または、当初においては輸入される原料または半製品および企業の爾後の運営に要求される上記品目の見込数量、単価および価額
  - g) 水および熱資源の必要度、自給の場合にはその旨表示すること。
  - h) 製産、開発または役務提供の能力
  - i) 販売市場およびその他申請書の審査分析に有用なる資料および情報
5. 導入資本の種類、金額および期間
  6. 企業の法律上、経営上および技術上の組織
  7. 資本の償還および利息、利潤および配当金の送金見込
  8. 本法規定の範囲内で要求しようとする免除事項

第18条 他の機関に属する統制機能とは別に、パラグアイ中央銀行は、国家経済調整審議会の決定において定められた条件に従い、本法規定の履行を監視する。

第19条 本法により登録された資本を有する企業の、法律上の組織変更または財産権の移転は、行政部の裁決により承認せられる。これ等の場合においては、資本導入が承認せられた国家経済調整審議会の決定において最初に定められた保障、特典および義務を変更することはできない。

第20条 銀行、保険会社および信託貯蓄会社は、本法の規定の適用を受けない。

第21条 エネルギー源の生産、道路、鉄道、港湾、灌漑用水路の建設および拡張、石油資源の探査開発、石油の精製または公共工事および公共役務の実施のための資本導入については、特別法により規制する。

第22条 本法の規程に抵触する法律および規則は廃止される。

第23条 行政府に通知せよ。

#### 4 法 令 第 30 号

#### 新 産 業 奨 励 法

( 1952年3月31日公布 )

第1条 行政部は、国産原料の使用のための細則が定める割合において、国産原料の利用を目的とする新産業の設立を奨励する。

さらに、既存の産業の近代化および拡張を奨励する。

第2条 前条に規定された目的達成のため行政部の与える特典は、次の通り。

##### I 新産業に対し

a) 工場の設置および経営のため必要なときに限り、工業用機械、その附属品およびスペア・パーツの輸入にかけられる関税、その附加税およびその他の一切の賦課税の免除。

b) 産業設置のため不可欠の資材で、国内で取得出来ないものに対し、前項と同じ免除。

c) 新産業の生産品または副産物の輸出に対して、かけられる関税、その附加税およびその他一切の賦課税の免除。

d) 産業の、より大きな、より良い生産性のため、またはその経済的発展のため国家の機関が提供し得る技術的および経済的援助。

##### II 既存の産業の近代化および拡張に対し、

a) 本条の第I部 a) 、 b) および d) 項において新産業に与えられる特典。

b) 外国において行われる国産物の展示会および展覧会に参加するため、適当と考えられるときに限り、国家の出来得る範囲内において、一切の便宜および利益の許与。

第3条 前条規定の特典は、その許与の都合および必要性に従い、その1つのみ、または全部を同時に与え得るものとする。それぞれの特典の有効期間は、各場合に、1つずつ分離して決定せられる。

第4条 新施設および近代的生産方法を採り入れる既存産業の開発のため、新工場を設置せんとするときは、政府は、産業改善のための新施設および近代的生産方式の提供が意味する進歩を予め立証したのち、第2条第II部

に列挙せられた特典の1つ、または全部を与え得る。

第5条 第2条に与えられる便益は、国内に存在して、申請日付以前3年間、開発の対象とならなかつた産業の設置が申請されたときにも亦、与え得る。

第6条 次のものは、本法において与えられる特典の対象とならない。

- a) 原料の真の利用製造とならないか、または単純なまたは一般的使用に供せられている方法しか用いない開発にすぎない活動。
- b) 困難にして、複雑な工業工程を要しない薬学上の調整および既知の方式。
- c) 簡単な工具、または一般使用の工具の使用を要する産業。

第7条 本法により与えられる特典を許与されるためには、受益者はそれぞれの場合に従い、その設立と運営のため、また新に設立しようとする産業または既存産業の近代化と拡張のために、十分な資本と資材を用意したことの証拠を要求される。

第8条 本法規定の特典は、独占的なものではなく当該生産の拡張が国家経済にとり適当と考えられるときに限り、同種生産物を製造する1つ以上の企業に与え得る。

第9条 本法によつて与えられた特典の、許与の動機となつた産業目的の不履行は、特典の取消しおよび免除された税金および附加税、さらにそれに関係する利息を国庫に納付する理由となる。

第10条 本法によつて与えられた便益および免税の受益者の義務は、次の通り。

- a) 予定された期間内に、受益産業固有の施設および活動に、申告した資本を投資すること。
- b) 商工委員会によつて承認せられた図面、説明書および計画に従う工場の設置。但し、委員会の判断により正当と認められた修正および遅延を除く。
- c) 商工省により、最低と判断された能力に応じた生産。
- d) 特典の与えられた期間中、工場の運転を維持すること。
- e) 産業局と協定した期間内に、全生産能力を挙げるため産業局の決定する生産計画を履行すること。

f) 商工省により、その監督下におかれた政府機関の技術指導を受入れること。

g) 商工省が義務的と定める帳簿、記録、名簿およびその他の検査書類を整備すること。

第12条 特典は、次の場合消滅する。

a) 特典許与期間の終了。

b) 第10条 a)、b) 及び d) 項の不履行。

第13条 第10条 e)、f) 及び g) 項の不履行は、商工省により500乃至20,000グアラニの罰金の適用をうける原因となる。再犯は、特典残存期間における特典の消滅を来す。

第14条 本法によつて与えられた特典の譲渡は、商工委員会の承認によつてのみ、可能とする。

第15条 商工委員会は、各場合に、特典の申請を判定し、受益産業に発生する経済・技術的問題について意見を述べる。

第16条 商工省は、本法の適用を担当する。但し、経済的重要性および与えられる免税を考慮して、施行細則の定める場合には、経済調整審議会の介入を妨げない。

第17条 1946年1月10日付法令第11603号、1946年6月14日および1948年12月7日付の施行細則第14093号および第1352号および本法令に反する一切の規則は廃止される。

第18条 代議院に通告せよ。

第19条 通知し、公示し、記録せよ。

署名 フェデリコ・チャーベス

// エバリスト・メンデス・バイバ

5 法律第202号

修正付て、1952年3月31日付

法令第30号を有効とする

(1953年9月7日公布)

第1条 第2、3、5、6、9及び14条に次の修正を付し、1952年3月31日付の法令第30号を有効とする。

第2条 前条に提案された目的の履行のため、行政部の許可し得る特典は、次の通りとする。

I 新産業に対し

- a) 工場の設置及び経営のため必要にして、且つ、その工場にのみ排他的に使用されるときに限り、工業用機械、その附属品及び部分品の輸入に賦課される関税、その附加税及びその他一切の税金の免除。
- b) 産業設置のため不可欠の資材で、国内で取得し得ないものについての前項と同様の免除。
- c) 新産業の生産物、又は副産物の輸出に賦課される関税、その附加税及びその他一切の税金の免除。
- d) 産業のより良い且最大の生産のため、又は、そのより良い経済発展のため国家機関の提供し得る技術的及び経済的援助。

II 既存産業に対し

- a) その価格の少くとも40%以上その施設を拡張し、近代化する国家領域内の既存産業工場の所有者は、“I、新産業のため”のa、b及びd項に記載された特典に浴し得るものとする。
- b) 前項記載の所有者は、外国において開催される国産品の展示会及び展覧会に参加のため、その供与を適当とする時に限り、国家の与え得る便宜及び特典を享受するものとする。

第3条 行政部は、国家の必要及び都合に従い、前条記載の特典の1つ、数種又は全部を許与し得るものとする。それぞれの特典の有効期間は、その都度、それぞれに対し個別に独立して与えられ、商工省産業局において、その許与が記録せられた日付から起算せられる。

第4条 欠条

第5条 第2条第1部によつて与えられる便益は、国内に存在していたが、申請の日付以前、3年間開発の対象とならなかつた産業の設置が申請された時にも亦許与し得る。

第6条 次のものは、本法令の与える特典を享受できない。

- a) 結果的に見て、真に原料の精製または加工とは認められない場合、または開発事業が、単純または初歩的な方法を使用する段階にあると認められる場合における諸業務。
- b) 単に、単純な、または、ありふれた機具、又は工具の使用のみを要する産業。

第9条 本法令によつて与えられた特典の許与の目的となつた産業目的の不履行は、その特典の取消し及び国庫に対し、免除された一切の税金及び附加税、さらに当該利息の納付の原因となる。

第14条 本法令により与えられた特典の譲渡は、予め商工委員会の判定を経た後、行政部政令によつてのみ可能とし、その違反は上記特典の失効をもつて罰せられる。

第20条 行政部に通知し、公告せよ。

6 法律第47号

国家経済調整審議会設置法

(1948年11月16日公布)

第1条 共和国大統領府所屬の下に、本法の定める職責を有する国家経済調整審議会を創設する。

第2条 国家経済調整審議会は次の職責を有する。

- a) 税務、予算又は公債に関する法案を審査すること。
- b) 国の経済発展と財政措置を調整すること。
- c) 経済政策及びその企画を指導すること。
- d) 法令第5130号パラグアイ銀行組織法第30条及び第79条g項に

- ： 従い銀行、金融及び通貨に関する案件を決定すること。
- e) 予め労働局の報告を徴し、最低賃銀を含む、一般賃銀の変更並びに、一般的に産業立法及び労働制度に関する規則を定めること。
- f) 第一必需品の分配および必要の場合には、最高価格設定のための指令を定めること。
- g) 直接または間接に国家経済または財政と関係を有する通商条約および国際協約または協定案の作成を監督すること。
- h) 植民、入国移民、送還および道路網に関する政策を監督すること。土地・植民局によつて与えられた入国移民の許可は、その効力発生の条件として、経済調整審議会の同意を要する。審議会は、集団移住または個人別申請の取扱に依りて、当該許可制度を定める規則を決定する。
- i) 農産物蒐荷の最低価格制を決定すること。
- j) 新官庁の創設、既存官庁の廃止または合併または、部局の他への移管を含む行政合理化問題に対し解決案を提案すること。
- k) 関係法律等が、行政部または各省に与える権限に従つたそれ等の自治機関の行政の推移を監督すること。
- l) 中央政府および自治機関の経済計画の資金手当を研究すること。
- m) 公共サービスの運営を監督すること。
- n) 産業企業および公共サービスの許可制度を提案すること。

第3条 審議会は、行政部が、その審議に附する、その他一切の経済、財政、または行政事項に関し、顧問の任務を有する。

第4条 国家経済調整審議会は、共和国大統領司会の下に開催され、大蔵および経済大臣、パラグアイ銀行総裁および同銀行の通貨委員会の代表者が、委員の資格で、同会を構成する。同審議会においては、大蔵予算委員会の委員1名、代議院の商工委員会の委員1名が、顧問的発言をなすことができる。審議会を構成しない國務大臣は、その当該大臣職と関係を有する案件に関するときは、会議に招集せられる。

第5条 審議会議長は、同会の委員として、3名まで、経済に通じた有識者を任命し得る。

第6条 審議会は、その報告が、その仕事に必要なであると考えられる官吏を

- その会議に参加せしめ、または民間人をその会議に招集することができる。
- 第7条 すべての行政組織およびその自治機関は、審議会の要求する報告を最短期間内に提供せねばならない。
- 第8条 審議会議長は、同審議会において審議された事項のうち、何れが公表されねばならないかを決定するものとし、それ以外の事項については、審議会委員および参加者は、職業上の秘密を守らねばならない。
- 第9条 審議会の常設事務局は、審議会議長の任命する官吏によつて遂行せられる。
- 審議会は、その運営のため必要を職員を配属され、その固有の内部規則を定める。
- 第10条 審議会は、月2回通常会を開催し、必要に応じ議長が特別会議を招集する。
- 第11条 審議会委員は、何らの手当を受けない。
- 第12条 1944年6月19日付法令第4,084号、1943年10月2日付法令第620号第7条および本法に反するその他の規定は廃止される。
- 第13条 行政部に通知せよ。

1948年11月16日公布



